

長良川用水地区
畑地化・汎用化推進情報調査検討業務

特 別 仕 様 書

東海農政局 木曾川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考														
<p>第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条</p> <p>(目的) 第1-2条</p> <p>(場所) 第1-3条</p> <p>(管理技術者) 第1-4条</p> <table border="1" data-bbox="456 1137 1355 1630"> <thead> <tr> <th data-bbox="456 1137 667 1182">資 格</th> <th data-bbox="667 1137 1010 1182">技術部門</th> <th data-bbox="1010 1137 1355 1182">選 択 科 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="456 1182 667 1507" rowspan="2">技術士</td> <td data-bbox="667 1182 1010 1346">総合技術監理</td> <td data-bbox="1010 1182 1355 1346">農業-農業土木 農業-農業農村工学 農業-農村地域計画 農業-農村地域・資源計画</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 1346 1010 1507">農業</td> <td data-bbox="1010 1346 1355 1507">農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1507 667 1552">博士</td> <td data-bbox="667 1507 1010 1552">農学</td> <td data-bbox="1010 1507 1355 1552"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1552 667 1630">シビルコンサルティング マネージャー</td> <td data-bbox="667 1552 1010 1630">農業土木</td> <td data-bbox="1010 1552 1355 1630"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(担当技術者) 第1-5条</p>	資 格	技術部門	選 択 科 目	技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学 農業-農村地域計画 農業-農村地域・資源計画	農業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画	博士	農学		シビルコンサルティング マネージャー	農業土木		<p>本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、地域整備方向検討調査等において取りまとめる営農構想に先駆け、地域の営農構想である県、市町、JA等の農業振興計画等について、有識者による実現性等の評価や助言を得るとともに、他地区の事例を踏まえつつ、更なる畑地かんがい、水田の汎用化・畑地化、高収益作物の導入等の推進に向けた課題や対応方針等を取りまとめ、地域整備方向検討調査等における営農構想の策定作業の参考とするものである。</p> <p>本業務の対象とする場所は、岐阜県羽島市、海津市及び安八郡輪之内町地内で別添位置図に示すとおりである。</p> <p>管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る本業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <p>担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。</p>	
資 格	技術部門	選 択 科 目														
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学 農業-農村地域計画 農業-農村地域・資源計画														
	農業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画														
博士	農学															
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木															

項 目	内 容	備 考									
(配置技術者の確認) 第 1 - 6 条	<p>共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する業務分担を明確に記載するものとする。</p> <p>なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。</p>										
(保険加入) 第 1 - 7 条	<p>受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。</p> <p>また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>										
第 2 章 作業条件 (作業条件) 第 2 - 1 条	<p>本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。</p> <p>(1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示するものと十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。</p> <p>(2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。</p> <p>(3) 本業務は、関係機関への聞き取り及び関係機関との意見交換にかかる事務や運営を行う。有識者の具体的な人選は受注者が行い、発注者の承認を得てから調整するものとする。</p> <p>(4) 本業務の実施に際しては、貸与資料を十分把握した上で実施するものとする。</p>										
(貸与資料) 第 2 - 2 条	<p>貸与資料は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="456 1637 1356 1809"> <thead> <tr> <th data-bbox="456 1637 563 1680">分類</th> <th data-bbox="563 1637 1267 1680">貸 与 資 料</th> <th data-bbox="1267 1637 1356 1680">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="456 1680 563 1765">業務報告書</td> <td data-bbox="563 1680 1267 1765">平成 28 年度 長良川用水第二期地域 整備構想他検討業務</td> <td data-bbox="1267 1680 1356 1765">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1765 563 1809">その他</td> <td data-bbox="563 1765 1267 1809">国営長良川用水 事業誌</td> <td data-bbox="1267 1765 1356 1809">1 式</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。</p>	分類	貸 与 資 料	数量	業務報告書	平成 28 年度 長良川用水第二期地域 整備構想他検討業務	1 式	その他	国営長良川用水 事業誌	1 式	
分類	貸 与 資 料	数量									
業務報告書	平成 28 年度 長良川用水第二期地域 整備構想他検討業務	1 式									
その他	国営長良川用水 事業誌	1 式									
(貸与資料の取扱い) 第 2 - 3 条	<p>第 2 - 2 条及び共通仕様書に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次</p>										

項 目	内 容	備 考
<p>第3章 作業内容 (作業項目及び数量)</p> <p>第3-1条</p> <p>(作業の留意点)</p> <p>第3-2条</p> <p>第4章 打合せ (打合せ)</p> <p>第4-1条</p> <p>第5章 成果物 (成果物)</p> <p>第5-1条</p>	<p>のとおりとする。</p> <p>(1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括して返納しなければならない。</p> <p>本業務における作業項目及び数量は、別紙「作業項目内訳表」に示すとおりである。</p> <p>業務の実施に際し、特に留意する点は次のとおりとする。</p> <p>(1) 現地調査等の実施に当たっては、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密に行い、安全かつ効率的に実施できるように配慮しなければならない。</p> <p>また、情報の精度や信頼性など常に情報管理に留意してミスの防止に努めなければならない。</p> <p>(2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>(3) 第2-3条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(4) 各種検討等に用いる数値は、計算手法及び出力を明示するものとする。</p> <p>共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。</p> <p>また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 作業着手の段階</p> <p>第2回 中間打合せ(有識者による現地調査前)</p> <p>最終回 報告書原稿作成段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>1. 成果物の電子媒体(CD-R等) 正副2部</p> <p>2. 成果物及び成果物の概要版の出力 1部</p> <p>(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)</p>	

項 目	内 容	備 考
(成果物の提出先) 第5-2条	<p>成果物の提出先は、次のとおりとする。</p> <p>愛知県名古屋市昭和区安田通四丁目8番(安田庁舎) 東海農政局 木曾川水系土地改良調査管理事務所</p>	
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第2-1条に示す「作業条件」に変更が生じた場合 (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合 (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合 (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合 (5) 履行期間の変更が生じた場合 (6) 関係機関との対外的協議等により業務計画に変更が生じた場合 (7) その他</p>	
第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7-1条	<p>この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>	

【別紙：作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	作業数量	備考
1. 事前準備	本地区内の営農状況を踏査するとともに、地域の営農構想（県、市町、JA などの農業振興計画等）を把握し、貸与資料の整理・把握、類似研究の事例の収集を行う。	1 式	
2. 有識者の選定及び現地調査			
2-1. 有識者の選定	本地区の営農構想の評価を行うため、有識者（2名程度）を選定する。有識者による現地調査及び関係者へのヒアリング等の準備として、有識者への委嘱に係る事務（委嘱手続き、日程調整、謝金、旅費の支払い等）、関係者の日程調整、会場手配及び借上げ等を行う。	1 式	
2-2. 有識者による現地調査	有識者による現地調査及び関係者へのヒアリング等に同行する。	1 式	
3. 畑地かんがい、水田の汎用化、高収益作物の導入等の全国成功事例の収集	2-2の現地調査及びヒアリング等の結果を踏まえ、本地区の将来の営農構想を実現するための参考となる畑地かんがい、水田の汎用化、高収益作物の導入等の全国成功事例を収集する。	1 式	
4. 有識者による営農構想の実現性等の評価及び助言	3の事例を有識者へ提供し、有識者から2-2の現地調査等も踏まえ、営農構想の実現性等の評価や助言を得るとともに、水田の汎用化・畑地化、高収益作物の導入等の推進に向けた課題や対応方針等を取りまとめる。	1 式	
5. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式	